

攻めの農業実践緊急対策事業

(県農業再生協議会実施事業(国補助事業))

複数の施設の再編合理化に取り組む事業者に対し、機能高度化に必要な設備のリース導入や、施設の用途変更のための設備のリース導入等を支援します。

助成対象者

JA・全農・公社・農事組合法人・農業生産法人・その他
 農業者の組織する団体等

事業実施期間

平成27年度まで

対象施設

乾燥調製施設・農産物処理加工
 施設・集出荷貯蔵施設等

事業の流れ

※①～⑨をH28.3.31までに実施

【事業実施主体(JA等)】

- ①事業要望 ②集出荷加工処理合理化プラン申請 ④入札等 ⑤設備等導入
 ⑥検査 ⑦助成金請求 ⑩事業実施状況・評価報告 (H28・H29)



【県再生協】

- ③集出荷加工処理プラン審査・承認 ⑧検査 ⑨助成金支払
 ⑩事業評価 (H28・H29)

事業実施に当たった際の留意事項等

- ① 集出荷加工処理合理化プランを作成し県協議会の承認を受けること

【プランに必要な内容】

- 複数の施設を再編・機能集約すること
 - 機能を集約する施設の受益者5戸以上であること
 - 対象品目の利用率が8割以上の目標であること
 - 機能を集約する施設のコストを1割以上削減する目標であること
- ② 平成28年2月末までに機器・設備の設置を完了すること(平成28年3月末までに検査・支払を完了する必要がある)
- ③ 目標年度(平成28年度)までに施設の再編・機能集約を行うこと

？ 事業を要望するには？

県農業再生協議会が行う要望調査(地域農業再生協議会を通じH27年7月・9月・11月に実施予定)で要望調査票に記入し、再編する施設の所在する地域農業再生協議会へ提出してください。

助成内容

○ 機能集約を行う施設の機能強化に必要な機器・設備のリース(助成率1/2以内(リース手数料を除く))

○ 機能集約に伴う既存施設の用途変更のための機器・設備のリース(助成率1/2以内(リース手数料を除く))

○ 機能集約に伴う既存機器・設備の廃棄に要する経費(助成率1/3以内)

○ 事業を推進する為の検討会等に要する経費(助成率:定額)

助成対象

・乾燥機・選別機等の設備導入(工事費(据付・運搬含む))は対象外
 ・建物の新設・改修は対象外

・農業施設として用途変更する場合は機器・設備に限る

・耐用年数を超過した設備を対象

旅費・報償費・消耗品費・印刷製本費・使用料・調査委託料等

(参考)強い農業づくり交付金(再編合理化優先枠)と攻めの農業実践緊急対策事業(集出荷・加工処理体制合理化推進事業)の違いについて～穀類乾燥調製施設の場合～

	強い農業づくり交付金 ～再編合理化優先枠～	攻めの農業実践緊急対策事業 ～集出荷加工処理体制合理化支援事業～
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の新設・増設, 機器設備導入が対象 ○既存施設・機器等の廃棄費用は助成対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ○機器設備のリース導入が対象 ○既存機器等の廃棄費用も助成対象
助成率	○原則1/2以内	○リース費用の1/2以内(廃棄の場合1/3以内)
助成財源等	<ul style="list-style-type: none"> ○国庫補助金 ○県・市町の予算措置を要する ○近年要望が予算額を大幅に上回る傾向にある(上回った場合ホイント制による予算配分) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県協議会基金から助成。 ○財源に余裕あり。(基金配分残高:H27.6.19現在:約3億円)